

申請についてのご注意

1. 本人に代わって代理の方が申請する場合（代理申請）

申請書のうち3か所（P2～P3記入例「申請者本人が記入してください」の部分）は、必ず申請者ご本人が記入してください。申請者本人と代理人の両方の本人確認書類（原本）が必要です。また、受け取りは必ず本人がお越しください。居所申請（下記参照）。海外からの一時帰国人の申請も含む）、有効期間内の旅券を紛失・焼失した場合、「刑罰等関係」欄に該当項目がある場合は、代理申請はできません。

→詳しくはリーフレット「代理申請をされる方へ」をご覧ください。

2. 香川県以外に住民登録をしている方が申請する場合（居所申請）

学生や単身赴任などの理由により香川県に居住事実がある場合は、香川県内に住民登録をしていても、香川県で申請できる場合があります。事前にパスポートセンターまでお問い合わせのうえ、必ず本人が申請にお越しください。

→詳しくはリーフレット「香川県以外に住民登録をしている方へ」をご覧ください。

（香川県に住民登録をしていて他の都道府県に居住している方は、居住地の都道府県の旅券窓口にお問い合わせください。）

3. 申請者が未成年の場合又は申請者が成年で成年後見人が選任されている場合

申請書裏面の「法定代理人署名」欄に、申請者が未成年の場合は親権者（父又は母）や未成年後見人等の法定代理人が、申請者が成年で成年後見人が選任されている場合には成年後見人が署名してください。

親権者又は後見人が遠隔地にいて、申請書に署名ができない場合は、代わりに「旅券申請同意書」（用紙はパスポートセンター窓口及びホームページから入手できます）を併せて提出してください。（同意書が入っていた封筒もお持ちください。）

なお、申請日現在12歳未満の方は、残存有効期間同一旅券と同じ手数料で新しい5年旅券を申請する方法もあります。

（※年齢は「年齢計算に関する法律」により、誕生日以前に1歳加算されます。）

4. 有効期間内の旅券を紛失・焼失している場合

有効なパスポートを紛失、焼失、盗難にあった場合は、紛（焼）失の届出が必要です。新たなパスポートが必要な場合は、紛（焼）失の届出とともに、新規発給申請をしてください。残存有効期間同一旅券はできません。事前にパスポートセンターまでお問い合わせのうえ、必ず本人がパスポートセンターへお越しください。県民センターでは受付ができませんのでご注意ください。なお、この届出をすることにより、紛失・焼失したパスポートは失効し、後から見つかっても使用できません。

5. 「刑罰等関係」欄に該当する項目がある場合

申請書表面の「刑罰等関係」欄で、1項目でも「はい」に該当する場合は、事前にパスポートセンターまでお問い合わせのうえ、必ず本人がパスポートセンターへお越しください。県民センターでは受付ができませんのでご注意ください。

また、旅券発給可否の審査に2か月程度を要しますので、余裕を持ってご相談ください。

旅券の受領のご案内

年齢に関係なく必ず本人がお越しください。申請の際にお渡しした「旅券申請受理票」「返納する旅券」をご持参ください。

手数料 令和7年3月24日以降に旅券を申請した場合の手数料です。

（書面による窓口での申請）

種類	収入印紙	香川県証紙	合計
残存有効期間同一旅券	4,000円	2,300円	6,300円

（オンライン申請）	種類	収入印紙	香川県証紙	合計
残存有効期間同一旅券	4,000円	1,900円	5,900円	

印紙・証紙はパスポートセンターや各県民センターがある合同庁舎でご購入いただけます。

オンライン申請の場合、クレジットカードでの納付を選択することができます。

注意 令和5年3月27日以降に旅券を申請し、受取期限までに旅券を受け取らず、その旅券が失効し、失効した日から5年以内に再度旅券の申請をする場合は通常より高い手数料となります。

香川県パスポートセンター



申請・受領……月～木曜日 9:00～18:00
金曜日 9:00～19:00
日曜日 9:00～17:00
(ただし第3土曜日の翌日の日曜日を除く)

*年末年始・第3土曜日の翌日の日曜日を除き、祝日・休日と重なる日曜日は開所しています。

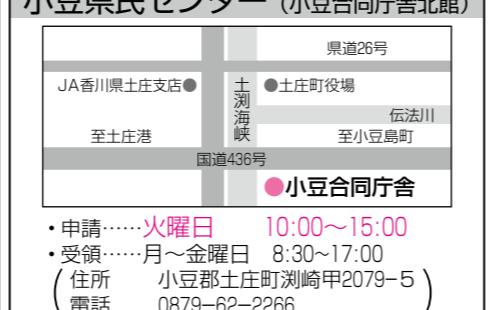
（住所 高松市サンポート2-1）
(電話 087-825-5111(代))

東讃県民センター（大川合同庁舎）



申請……火曜日 10:00～15:00
受領……月～金曜日 8:30～17:00
(住所 電話 0879-42-1370)

小豆県民センター（小豆合同庁舎）



申請……火曜日 10:00～15:00
受領……月～金曜日 8:30～17:00
(住所 電話 0879-62-2266)

中讃県民センター（仲多度合同庁舎）



申請……水曜日 10:00～15:00
受領……月～金曜日 8:30～17:00
(住所 電話 0877-62-9610)

西讃県民センター（三豊合同庁舎）



申請……木曜日 10:00～15:00
受領……月～金曜日 8:30～17:00
(住所 電話 0875-25-5200)

残存有効期間同一旅券申請のご案内

・持っている有効な旅券の氏名・本籍地の都道府県名等に変更がある方

・持っている有効な旅券の査証欄に余白がなくなった方

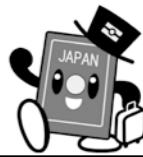
持っている旅券を返納して、有効期間満了日が同一の旅券を申請する場合

○香川県で旅券申請ができる方は、香川県内に住民登録をしている方です。

なお、学生、単身赴任等で住民登録が他都道府県であっても香川県内に居住事実がある場合は申請できる場合がありますので、パスポートセンターまでお問い合わせください。（P4 2. 居所申請参照）

申請に必要な書類

旅券番号は、旅券発給のたびに変わります。



1 一般旅券発給申請書 1通 ※折り曲げないでください。

※P2～P3に記入例があります。

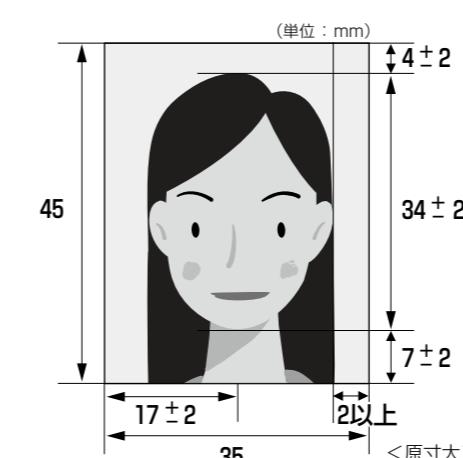
2 戸籍謄本 1通 (全部事項証明書)

※提出日前6か月以内に作成されたもの（戸籍抄本、改製原戸籍は不可）

査証欄の余白がなくなった場合で氏名・本籍地の都道府県名等に変更がない場合は不要
※戸籍謄本が不要な方も、一般旅券発給申請書には本籍を番地まで記入する必要があります。

○氏名・本籍地の都道府県名等の変更の経緯がわかる戸籍謄本を提出してください。
○同一戸籍の家族が同時に申請する場合は、戸籍謄本1通で共用できます。

3 写 真 1枚



（たて45mm、よこ35mm、ふちなし）

（写真サイズを確認しますので、申請書に貼らすにお持ちください）

○写真の規格は、渡航先での出入国審査がスムーズに行えるよう、国際基準に従い定められています。提出された写真がそのまま旅券に転写されますので、必ず下記の規格を満たす写真を申請書に貼らすにお持ちください。
規格外の写真は受付できません。

- ①申請者本人のみを撮影したもの
- ②提出日前の6か月以内に撮影したもの
- ③正面を向いており、無帽、無背景のもの
- ④左図の各寸法を満たすもの
- ⑤カラーでも白黒でも可

<注意>

- ・鮮明なもの（焦点が合っていること）
- ・明るさやコントラストが適切なもの
- ・影のないもの
- ・背景と人物の境目がわかりにくくないもの
- ・眼鏡のレンズに光が反射していないもの、フレームが目にかかるないもの
- ・平常の顔貌と著しく異なるもの（例：口を開き歯が必要以上に見えているものは不可）
- ・前髪、イヤリングなどにより、目などの顔の器官や輪郭が隠れていないこと
- ・ヘアバンドなどで頭髪を覆っていないもの
- ・変色していないもの、傷や汚れのないもの
- ・デジタル写真の場合、ジャギー（階段状のギザギザ模様）がないもの、また、写真専用紙等を使用し、画質が適切なもの
- ・カラーコンタクトレンズを装着していないもの
- ・背景色が均一であるもの（グラデーション（濃淡）が入っているものは不可）

4 現在持っている有効な旅券

申請時に提示していただきますので必ずお持ちください。
(交付時に返納していただく必要があります。)

5 本人確認書類 1点又は2点

申請者の本人確認書類 現在持っている有効な旅券

代理申請の場合の、代理人の本人確認書類

●次のものは1点

A	日本国旅券（有効期間内又は失効後6か月以内）	個人番号カード（マイナンバーカード）
	運転免許証	運転免許証（交付年月日が平成24年4月1日以降のもの）
	船員手帳	海技免状
	獵銃・空気銃持許可証	小型船舶操縦免許証
	無線従事者免許証	宅地建物取引士証
	官公庁職員身分証明書（写真付）	電気工事士免状
	身体障害者手帳（ラミネート加工等写真貼り替え防止措置のあるもの）	官公庁職員身分証明書（写真付）

●次のものは2点（B+B）又は（B+C）

B	健康保険（資格確認書）	国民健康保険（資格確認書）	船員保険（資格確認書）
	共済組合（資格確認書）	後期高齢者医療（資格確認書）	介護保険証
	年金手帳又は証書	基礎年金番号通知書	
	印鑑登録証明書（提出日前6か月以内に作成されたもの）及び実印		

C	会社の身分証明書（写真付）	公の機関発行の資格証明書（写真付）
	学生証又は生徒手帳（写真付）	在学証明書

	日本国旅券（失効後6か月を経過したもの）
	身体障害者手帳（写真貼り替え防止措置のないもの）

母子健康手帳

住民票の写しが必要な方

○提出日前6か月以内に作成された個人番号（マイナンバー）の記載のないものをお持ちください。

- ・住民基本台帳ネットワークシステムでの検索を希望しない方（申請窓口でその旨お伝えください）
- ・転入届提出直後に旅券を申請する方
- ・香川県以外に住民登録をしていて一定の条件を満たす方（P4 2. 居所申請参照）

